

暴力団等相談室設置要綱

1 目的

この要綱は、「社団法人大阪府警備業協会」（以下「協会」という。）が、暴力団、総会屋等反社会的集団（以下「暴力団等」という。）から不当要求に断固対処するため、暴力団等相談室を設置し、これを運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 暴力団等相談室の設置及び構成

- (1) 協会内に暴力団等相談室を設置し、室長と必要な室員を置く。
- (2) 暴力団等相談室長は、専務理事の指揮の下に任務を行い、所属室員を指揮監督する。
- (3) 所属室員は、上司の命を受け、任務を行う。

3 暴力団等相談室長等の任務

暴力団等相談室長等（以下「室長等」という。）は、会員等に対する不当要求等に係る暴力団等の動向把握に努めるとともに、暴力団等による不当要求等にかかる協会会員からの相談に応じ、必要な措置を行うことを任務とする。

4 暴力団等の情報等の措置

- (1) 室長等は、暴力団等の動向及び不当要求等の情報又は相談（以下「情報等」という。）を受理した場合は、保秘に十分配慮し、速やかに必要な措置を行うものとする。
- (2) 室長等は、情報等の内容により、その確度を高めるため必要があると判断した場合は、警察や「財団法人大阪府暴力追放推進センター」等と意見等の交換を行うことができる。
- (3) 入手した情報について事件化等の措置が必要であると判断した場合は、提供者の了解のもと事実の確認結果に意見を付して会長に報告した後、警察へ届出等必要な措置を促すものとする。
- (4) 室長は、入手した情報から「企業モラルの推進に関する規程」第5条の措置が必要であると判断した場合は、事実の確認の結果に意見を付して、会長に報告するものとする。
- (5) 室長等は、保秘に十分配慮し、これらの情報等を常時整理保管して、暴力団等の対策に活用できるよう努めるものとする。

5 細目

この要綱の運用に関し、必要な細目は、会長が定めるものとする。

6 適用年月日

- (1) この要綱は、平成15年9月1日に遡って適用する。ただし、すでに措置した事案

については適用しない。

(2) この要綱の一部を改正し、平成 18 年 12 月 8 日から運用する。